

# 地域包括支援センターから居宅介護 支援事業所への介護予防支援等の 業務の委託の推進について

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係



## 横須賀市から居宅介護支援事業へのお願い

可能な範囲で、地域包括支援センターから要支援認定者等の  
予防プランの委託を受けていただくようお願い致します。



## 委託推進の背景(1)

- 横須賀市として、数ある地域包括支援センターの業務の内、**最も重要な業務は総合相談事業**であると考えている。

※総合相談事業の内容

- ① 地域におけるネットワークの構築
- ② 高齢者や家族の状況等についての実態把握
- ③ 総合相談支援
- ④ 家族を介護する者に対する相談支援
- ⑤ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援



## 委託推進の背景(2)

- 本市では、介護予防支援等の利用者は、今後増加し続け、2030年頃にピークを迎え、緩やかに減少しつつも高止まりした状態で2040年を迎えると推計している。

このままだと…

職員一人あたりのプラン数の上限(※)を超える包括が出てくる可能性が高い

※相談業務に支障がでない目安として本市が独自に設定しているもの



## 委託推進の背景(3)

- 背景(1)、(2)から…

2030年代に、包括が介護予防支援(予防プラン)の業務で手一杯となり、総合相談事業を十分に行えなくなる恐れがある



## 委託推進の目的

- 地域包括支援センターが、総合相談事業を最優先業務として注力できる体制を、2030年代にかけて、維持できるようにすること。

ただ、委託の推進はあくまで目的を達成するための手段の一つ。委託を推進することだけで、体制を維持できるとは考えていない



## 委託についての現状(1)

- 包括から居宅に委託している予防プランの割合(委託率)

横須賀市 24.5%(令和3年10月分)

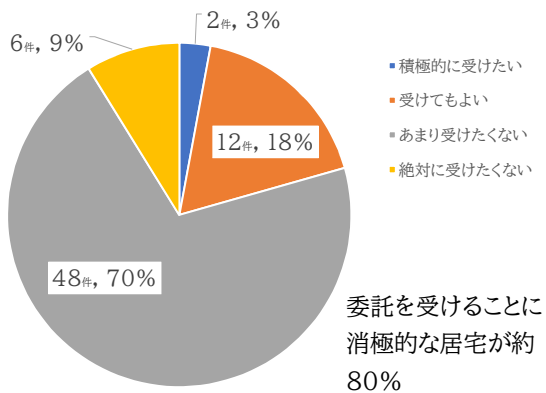
全国平均 40.2%(令和3年9月分)

(居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業報告書より)

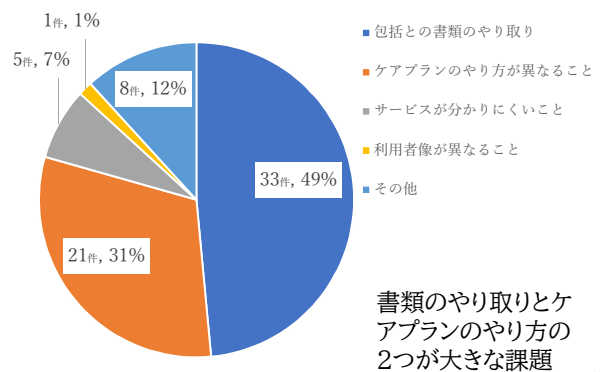


## 委託についての現状(2)

要支援認定者等のケアプラン作成の委託を受けることについてどう考えているか



要支援認定者のケアプラン作成の委託にあたって最も手間と感ずることは

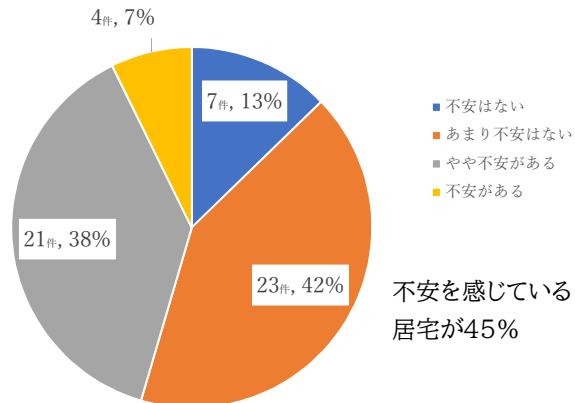


令和3年度地域包括支援センターから居宅への介護予防支援等業務の委託についてのアンケート調査結果より

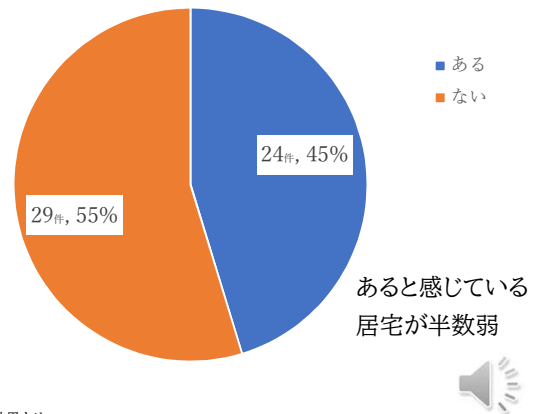


## 委託についての現状(3)

要支援認定者のケアプラン作成に不安はあるか



地域包括支援センターによって、事務手順やケアプラン作成の方法が違うと感じることはあるか



令和3年度地域包括支援センターから居宅への介護予防支援等業務の委託についてのアンケート調査結果より

## 委託推進に向けての方針

- 介護予防支援の介護報酬、様式は国基準であるため市単独での変更は困難。そのため、予防プラン作成における事務手続きの包括間の差異を少なくすることを目指す

## 委託推進に向けての取り組み

- プランの包括の意見の記載方法について統一した  
(担当者名だけ記載することとした)
- 標準化した事務フロー図を作成し、予防プランの記載方法  
について介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載した。
- 今年度、各包括が居宅に対して実施している介護予防ケア  
マネジメント研修を統一した内容で実施予定



## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 受託についての周知事項(1)

- 予防プランを居宅が受託する際、利用者との契約に包括の同行  
訪問は不要であること  
居宅側にとっても負担になっているとの声がありましたので、一律  
的に同行訪問するといった対応は不要としました。ただし、相談が  
あった際は積極的に同行訪問を包括にはお願いしています。



## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 受託についての周知事項(2)

- 居宅介護支援における取扱件数に「介護予防ケアマネジメント」の件数は含まないこと

取扱件数に総合事業のサービスのみ利用している人のプランは含まれません。



## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 受託についての周知事項(3)

- ケアプラン原案の包括への提出はサービス担当者会議開催前が原則であること

国の要領でも包括が確認後、利用者に最終説明し同意をもらうとされています。ケアプランが存在することを確認するためにも、サービス担当者会議前に提出してもらうことが原則となります。ケアプラン原案への地域包括支援センターの意見は、基本的に原案を確認したことを示すために担当職員名を記載することも可能とします。



## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの 受託についての周知事項(4)

- ケアプラン原案と請求関係書類には決められた提出期限があること  
あらかじめ決めた提出期限(18日ルールなど)が形骸化することが  
ないよう、提出期限の遵守をお願いします。ただし、ケアプラン原案に  
ついて、事情があり遅れる旨の連絡がある場合には、柔軟に対応する  
よう包括にはお願いしています。



## 横須賀市から居宅介護支援事業へのお願い

可能な範囲で、地域包括支援センターから要支援認定者等  
の予防プランの委託を受けていただくようお願い致します。





ご清聴ありがとうございました

